

凍結受精卵・精子の保存延長のお知らせ

平素は当院の不妊治療に対してご理解を賜り、心より感謝を申し上げます。当院の凍結保存管理を円滑、かつ安全に行っていくために、生殖年齢の上限を45歳、保存期間を最長5年とし、1年ごとに凍結保存料をいただいております。この4月で保存期間が1年以上経過されている方を対象に、保存延長の有無を確認させていただきます。

【凍結受精卵の保存延長をご希望の方】

① 42歳以下で治療中の方

保険での延長が可能です。

※更新時に42歳以下の方が対象です。

※当院窓口のみでの対応となります。振込ではお受けできかねますのでご了承ください。

② 42歳以下で治療中ではない方（妊娠中、出産後含む）

自費での延長となります。

※半年以内に移植の予定があり、受診および治療計画書を作成された方は、保険での延長が可能な場合があります。お手続き期間内に、診察にて担当医にご相談ください。

※半年以上先に移植を考えている方や治療計画書を作成されていない方は、原則保険での延長はできませんのでご了承ください。

③ 43歳以上の方

自費での延長となります。

【凍結精子の保存延長をご希望の方】

保険適用外のため、すべての方が自費での延長となります。

①「凍結保存延長申請書」に必要事項をご記入の上、当院窓口にてお手続きいただくか、または申請書をご送付いただき、下記の料金を当院指定の口座にお振込みください。

保険での延長の方は振込ではお受けできかねますのでご了承ください。

②保存延長2年目からは当院より延長の有無のご連絡はいたしません。毎年3月に当院のホームページにて、「保存延長のお知らせ」が掲載されますので、ご確認いただきお手続きをお願いいたします。

③ご連絡がない場合は、最長1年をもって廃棄させていただきますのでご了承ください。

【凍結受精卵・精子の廃棄をご希望の方】

「凍結廃棄申請書」のご提出をお願いいたします。

署名捺印の上、申請書をご送付いただくか、当院窓口へ直接お持ちください。

【お手続き期間】

本状到着後から **2025年3月31日まで**

※恐れ入りますが、郵送にてお手続きされる方は、返信用封筒に110円切手をお貼りいただきご投函ください。

すべての手続きを確認後、こちらから受理書をお送りさせていただきます。ご不明な点がございましたら、直接ご来院いただくか、お電話でも結構ですとお尋ねください。これまで以上に凍結技術の向上と管理に万全を期してまいりますので、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

みたき総合病院 院長 一宮 恵
TEL 059-330-6000 (代表)

保存料金

凍結受精卵保存料金（1年間） 38,500円（税込） / 保険（3割）10,500円

凍結精子保存料金（1年間） 11,000円（税込） ※凍結精子は保険適用外です

振込先

百五銀行 生桑支店 普通 [口座番号] 270170 医療法人 尚豊会 (手数料は各自ご負担ください)